

我孫子市個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条—第8条）
- 第3章 教育研修（第9条）
- 第4章 職員の責務（第10条）
- 第5章 保有個人情報の取扱い（第11条—第18条）
- 第6章 保有個人情報の提供及び取扱いの委託等（第19条・第20条）
- 第7章 安全管理上の問題への対応（第21条—第23条）
- 第8章 監査及び点検の実施（第24条—第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項の規定により、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるため、我孫子市情報セキュリティポリシーに定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程における用語の意義は、法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の例による。

第2章 管理体制

（総括保護責任者）

第3条 市に総括保護責任者1人を置き、副市長をもって充てる。

2 総括保護責任者は、保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（保護責任者）

第4条 保有個人情報を取り扱う部（我孫子市行政組織条例（昭和48年条例第

10号)第1条に規定する部をいう。以下同じ。)に保護責任者1人を置き、当該部の長にある者をもって充てる。

2 保護責任者は、各部における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。

(保護管理者)

第5条 保有個人情報を取り扱う課(我孫子市事務分掌規則(昭和63年規則第34号)第2条第1項に規定する課をいう。以下同じ。)に保護管理者1人を置き、当該課の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

2 保護管理者は、各課における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たるとともに、保有個人情報を情報システムで取り扱う場合は、当該情報システムの管理者と連携してその任に当たる。

(保護担当者)

第6条 保有個人情報を取り扱う課に、当該課の保護管理者が指定する保護担当者を業務の種類等に応じ、1人以上置く。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課における保有個人情報の管理に関する事務を行う。

(監査責任者)

第7条 市に監査責任者1人を置き、企画総務部長をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

3 第1項の規定にかかわらず、企画総務部が所管する事務に係る監査にあつては、財政部長を監査責任者とする。

(保有個人情報の適切な管理のための会議)

第8条 総括保護責任者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を設け、定期又は臨時に開催することができる。

### 第3章 教育研修

第9条 総括保護責任者は、保有個人情報を取り扱う事務に従事する職員(派遣

労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の向上を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 個人情報保護に係る事務の総合調整を所管する課（以下「個人情報保護主管課」という。）は、保護担当者に対し、課における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的実施するものとする。

3 保護管理者は、当該課において保有個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、個人情報保護主管課の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4章 職員の責務

第10条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令その他の定め並びに総括保護責任者、保護責任者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

#### 第5章 保有個人情報の取扱い

##### （アクセス制限）

第11条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じ、当該保有個人情報にアクセスする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員及び当該アクセス権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限らなければならない。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、業務上の目的でアクセスする場合でも、当該アクセスは、必要最小限としなければならない。

##### （複製等の制限）

第12条 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護

管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じ、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行わなければならない。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為  
(誤りの訂正等)

第13条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(誤送付等の防止)

第14条 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認、チェックリストの活用等の必要な措置を講じなければならない。

(廃棄等)

第15条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該保有個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

2 前項の場合において、保有個人情報の消去又は保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（2以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じ、職員が消去又は廃棄に立ち会うこと、写真等を付した消去又は廃棄を証明する書類を受け取ること等により、委託先において消去又は廃棄が確実に行われていることを確認しなければならない。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第16条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じ、台帳等を整

備し、当該保有個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

(外的環境の把握)

第17条 保護管理者は、保有個人情報が外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人番号及び特定個人情報の取扱区域)

第18条 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければならない。

第6章 保有個人情報の提供及び取扱いの委託等

(保有個人情報の提供時の措置等)

第19条 保護管理者は、保護責任者の承認を得て、法第69条第2項第2号、第3号又は第4号の規定により保有個人情報を提供する場合は、法第70条の規定により、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、保護責任者の承認を得て、法第69条第2項第3号又は第4号の規定により保有個人情報を提供する場合は、法第70条の規定により、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行うことにより措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第20条 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう必要な措置を講ずるとともに、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

2 保護管理者は、前項に規定する委託に係る契約書に、次に掲げる事項を明記

するとともに、委託先における責任者、業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について、書面で確認しなければならない。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。第5項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
- (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- (8) 特定個人情報を取り扱う場合は、取り扱う従業者の明確化並びに従業者に対する監督及び教育に関する事項
- (9) 契約内容の遵守状況の報告及び実地検査に関する事項

3 保護管理者は、保有個人情報の取扱いを委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容、量等に応じ、作業の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況について、原則として、1年に1回以上、実地検査又は書面（電磁的記録を含む。）により報告させることにより確認を行うものとする。

4 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合には、委託先において、市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているかどうかについて、確認しなければならない。

5 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務の再委託を承認する場合には、委託先に前各項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保

有個人情報秘匿性等その内容に応じ、委託先を通じて又は保護管理者自らが第3項の確認を行うものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合等、2以上の段階にわたる委託を行う場合も同様とする。

6 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

7 保護管理者は、保有個人情報を提供し、又は保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合は、漏えい等による被害発生リスクを低減するため、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除すること、別の記号等に置き換えること等の措置を講ずるものとする。

## 第7章 安全管理上の問題への対応

### (事案の報告及び再発防止措置)

第21条 職員は、保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案（以下「事案」という。）の発生のおそれを認識した場合は、直ちに、当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告しなければならない。

2 保護管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、被害の拡大防止のための措置、復旧のための措置その他必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセス又は不正プログラムの感染が疑われる端末をネットワークから切り離すこと等、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行うものとする。

3 保護管理者は、第1項の規定による報告を受けたときは、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、速やかに保護責任者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認められる事案が発生した場合には、直ちに保護責任者及び総括保護責任者に当該事案の内容等について報告しなければならない。

4 保護責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、事案の内容等に応じ

て、当該事案の内容、経緯、被害状況等を速やかに総括保護責任者（同項本文の場合に限る。）及び市長に報告しなければならない。

5 第1項の規定による報告を受けた保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

（法に基づく報告及び通知）

第22条 保護管理者及び保護責任者は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合であって、法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要するときは、前条各項に定める措置等と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、委員会による事案の把握等に協力しなければならない。

（公表等）

第23条 保護管理者は、法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、前項の規定による措置を講じた場合は、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに委員会に情報提供を行うものとする。

## 第8章 監査及び点検の実施

（監査）

第24条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第2章から前章までに規定する措置の状況を含む保有個人情報の管理の状況について、定期及び必要に応じて随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護責任者に報告しなければならない。

（点検）

第25条 保護管理者は、各課における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じて随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護責任者に報告しなければならない。

(評価及び見直し)

第26条 総括保護責任者、保護責任者、保護管理者等は、監査又は点検の結果を踏まえ、実効性の観点等から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直しを行うものとする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。